

奥州市上下水道事業告示第16号

奥州市排水設備工事指定店規程（令和2年奥州市上下水道事業管理規程第31号）第4条の規定により、排水設備工事指定店を次のとおり指定した。

令和6年5月1日

奥州市長 倉 成 淳

1 奥州市排水設備工事指定店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地
316	株式会社アベ設備工業岩手	代表取締役 須田 郁哉	滝沢市巣子 169 番地 18

2 指定期間

令和6年5月1日から令和11年3月31日まで

3 その他

奥州市公共下水道施設、奥州市営浄化槽、奥州市農業集落排水処理施設及び奥州市汚水処理施設の排水設備工事は、奥州市排水設備工事指定店に指定された者が行う。